

NPO

第6号

子ども・家庭支援センター HUG 会報

平成 31 年 3 月

現在の会員数 61 名



～ 平成 29 年度 平成 30 年度 長野県 養育費・面会交流支援モデル事業 ～

『共同親権の必要性』

理事長 臨床心理士 降旗志郎（勝道 しょうどう）

私達 HUG は 3 年間、無料相談会、面会交流支援で約 200 組の親と子に接してきました。離婚・別居の悩みをお聴きしていると、子どもに対する配慮が二の次になったケースに多く出会います。子どもを大切に思う心を忘れさせるほど、両親を激しい対立関係に追い込んでしまう構造的な問題が根底にあります。

わが国では離婚後は単独親権制度です。婚姻中は共同だった親権を離婚後に失いたくない、別れる夫婦の大半はそう考えます。子どもを連れ去る親までいます。ひとつしかない親権をめぐる調停や裁判で争い、両親がいがみ合います。葛藤が高まれば同居親は子どもを別居親に会わせたくなくなります。調停・裁判は数年間に及ぶこともあり、両親は疲れ果て、子どもは長期間、高葛藤で不安を抱えた同居親とともに生活することになります。両親の深刻な対立関係が続く中では、離婚後の子育てについて必要な話し合いもできません。また離婚した後も対立関係の影響が残り、面会交流の実施、養育費の支払い等がスムーズに進まない場合があります。

もともと単独親権制度は明治時代の伝統的な家制度を維持するためのものでした。時代に合わなくなったものは変えていくべきです。また、世間一般では親権は子どもに対する親権者の支配権のように誤解されがちですが、民法の定めは、親権を行う者は、子が成年に達するまで、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う、です。離婚後、親権者になれなかった親も、親であることに変わりはありません。

親権とは権利だけでなく、義務、責任も含まれますが、養育環境を整える義務を果たせない親権者もいます。誰かが支えてあげないと悲劇が起きます。昨年 3 月に起きた児童虐待事件では、離婚後の再婚家庭の 5 歳の女の子の尊い命を助けられませんでした。その要因を考えると親権が障壁になっていたとも言われています。離れて暮らす実

の親が面会交流できていれば孤立を回避できた可能性があります。

子どもの貧困問題にも関係します。ひとり親家庭では、過半数が子どもの貧困に直面しています。養育費を受け取っているのは 2 割未満にとどまるそうです。しかし、共同親権になれば別居親も子育ての意識が高まり、養育費の支払いが増えると期待できます。

相談に来られる方の子どもさんの多くは幼児や小学生です。親から心理的に自立し、入園や入学という環境の変化の見られる大切なその時期に子どもは両親から愛情を受けられず、一方的にどちらかの親との絆を引き裂かれるのです。子どもへの愛情が遮断されることによって、子どもの不登校や心身症、学校でのいじめ等を引き起す要因の一つになります。

現状では、学校、幼稚園、保育園、病院等は、親権者でない親に対しては、かかわりを持たない方向で対応することがほとんどです。働きかけによって協力を得られる場合もありますが、私達が現実的な解決を目指すだけでは限界があります。

子どもたち一人一人を大切にしたい。子どもたちの成長を大勢で見守りたい。子育ての義務を負う人は多いほど良いのです。離婚後に実の親を子育てから遠ざける単独親権制度は得策ではありません。子育て家族を孤立させないよう、社会全体で見守りたい。そのためには社会の仕組みを作り直していかなければいけないのです。

法務省は、現行の離婚後の単独親権制度を見直し、共同親権を選択できる制度を導入するため本格的な検討に入りました。欧米の多くで採用している選択制による共同親権制度であれば、片方の親に DV や児童虐待が認められるケースでも、養育環境を慎重に考慮し、単独親権を選択することができます。

私達 HUG は、子どもの幸せを一番に考え、共同親権の必要性を訴えていきます。

相談者からのお手紙をご紹介します。

「この講演会に行ってください。」 長野市在住のYさん

あのころ、夫婦関係は冷え切り会話もなく、夫による言葉の暴力が目立つようになり、子どもたちの異常な行動も出てきて、私はどうにもできず悩んでいました。そんな時、たまたま開いた週刊長野で降籬先生の名前を拝見しました。

すぐに20年前を思い出しました。仕事をはじめて2年目。「この講演会に行ってください。」職場の先輩に声をかけられ、その講演会を主催されていたのが、降籬先生でした。

しかも、よく見ると相談料が無料！「降籬先生ならば、何とかなるかもしれない！無料なら相談できる！」と思い、すぐにメモを取り申し込みました。本来ならば、専門家に相談するにはかなりのお金がかかります。でも、私のように家族が多いと色々とお費もかさみ、なかなか出せない金額です。ですから、無料だったおかげで、最初の一歩を踏み出すことができました。また、平日は一

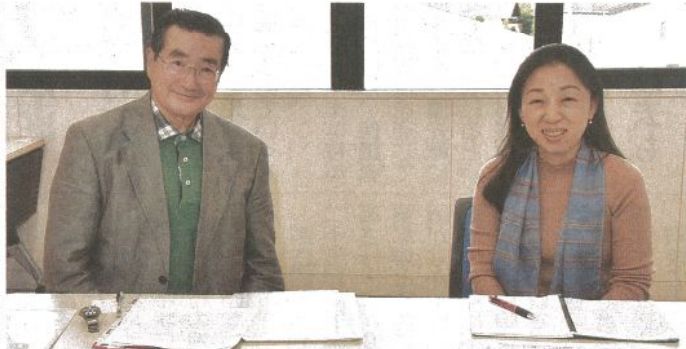
日仕事をしておりますので、土日に相談できたことも幸いでした。

相談では、子どもの不安な気持ちからくる様々な行動について、夫への対応について、病気や発達障害についてなど、お二人の先生方に多方面からのアドバイスや、たくさんの励ましをいただいたことで、今は心穏やかに暮らすことができます。あのころを思い出すと今でも涙が出そうになります。今、子ども達と笑いながら夕食をとれることがとても幸せです。こちらで相談できて私も子ども達も人生が変わりました。あのまま過ごしていたらと思うと、恐ろしいです。もし、私のように悩んでいて誰かに相談したいけれど、迷っているという方がいたら、こちらに相談することをお勧めします。きっと人生がいい方に変わります！降籬先生、杜先生、本当にありがとうございました。

2018年(平成30年)6月27日(水曜日)

頑張ってます

相談者を持つ降籬理事長と相談員「安曇野市豊科の市交流学習センター」(きぼろ)にて



別居する前に相談を

NPO 法人 子ども家庭支援センター HUG (安曇野市)

親が離婚や別居した子どもは、そうでない子どもに比べ、精神的なトラブルを抱える割合が大幅に増え、自殺や犯罪行為にもつながる。そういった悪影響を最小限に抑えるため、問題を抱える夫婦の相談窓口や、別居の親と子の面会交流支援などを行っている。

相談などを担うのは県内の臨床心理士や教育者、離婚や別居の元当事者の計六人。企業などの寄付や、県内外の元当事者ら約八十人の年会費千円で運営する。

発足のきっかけは、降籬勝道理事長(右)が三年ほど前、離婚後の子どもへの支援に力を入れていた泉房穂・兵庫県明石市長の講演会で、親が離婚した子どもへの支援がほとんどない現状を知ったことだった。

降籬理事長はこの講演会で、別の支援団体に所属していた相談員と出会い、「行政ができないなら、自分たちでやるしかない」と、二〇一六年四月に前身の団体を設立した。

相談者の男女比はほぼ半数ずつで、四十代ぐらいが多い。妻は「離婚や別居するべきか」、夫は「妻と子どもと連絡が取れない」との相談が目立つという。

一六年度に延べ五十二件だった相談は、一七年度は、県の補助金を得て四カ月間完全無料にできたこともあり、延べ百九十二件に跳ね上がった。

降籬理事長は「毎年三組に一組の夫婦が離婚しているが、子どもは親を選べない。離婚、別居を決める前に相談してほしい」と話す。

相談無料、別途相談員らの交通費がかかる。☎0263(83)2745(川添智史)

中日新聞の取材を受けました。

【臨床心理士の眼】

理事長
臨床心理士
降籬志郎(勝道)

「夫は自分の言うことに耳を貸さない」

相談の中で奥様の愚痴をときどき聞きます。

そんな時、ご主人に何度も話しかけるより、この方法を試してみてください。

- ・メモを渡す。
- ・スケジュール表や要点を書いて居間に貼っておく。

人は聴覚認知と視覚認知に個人差があります。強い方の視覚認知を活用するとうまくいくことがあります。

信濃毎日新聞の取材を受けました。

離婚や別居相談支援 安曇野のNPO

子どもも巡る相談相次ぐ

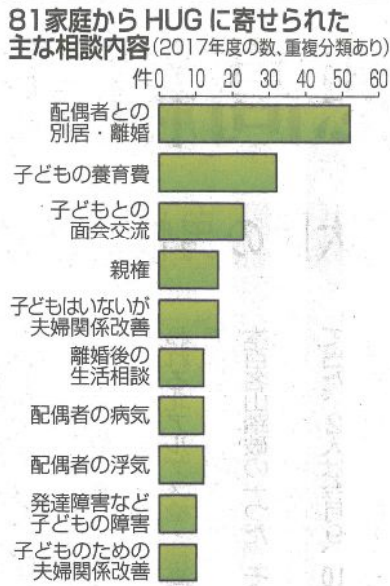
安曇野市のNPO法人「子ども・家庭支援センターHUG（ハグ）」が離婚や別居を巡る相談を本格的に受け付けた2017年度、81家庭から新規に相談が寄せられ、「子どもの養育費」や「子どもの面会交流」といった子どもに関する相談も相次いだ。県の福祉事務所の窓口には、こうした相談はこれまでほとんどなかったという。同NPO法人の降旗勝道理事長(70)は「夫婦間の離婚や別居の際、子どもを巡るさまざまな問題があることが浮き彫りになった。子どもを救う視点で親を支援する対策が必要だ」と訴えている。

相談内容について振り返る降旗さん(右)と妻の多鶴子さんは安曇野市のふりはた子どもの輝き相談所



養育費や面会交流 「子どもも救う視点で支援必要」

同法人は、県内の弁護士や 床心理士の降旗さんや、離婚元県職員らが役員を務め、臨 の手続きに詳しい中国帰国者



支援相談員らが相談員を務めている。昨年2月から県内各地で定期的に相談会を開き、昨年度は4地区で計48回開いた。それ以前から相談は受けており、繰り返しの相談もある。電話やメールによる相談を含めると対応回数は延べ192回。このうち昨年11月〜今年2月の相談会は、県の「養育費・面会交流支援モデル事業」を受託して開いた。

81家庭から寄せられた相談内容(一部重複)は「配偶者との別居・離婚」が最も多く52件。子どもの養育費(32件)、「子どもとの面会交流」(23件)などが続いた。グラフ。「親権」(16件)、「発達障害など子どもの障害」(10件)、「子どものための夫婦関係改善」(10件)などもあった。81家庭の未成年の子どもの数は計98人だった。

門窓口をうたっていることから、悩む夫婦からの相談が増える中で、子どもに関する相談も相次いだとみられる。

同法人は、子どもが別居した親と面会交流する際に、関係がこじれた両親間に入って日程を調整したり、子どもに付き添ったりする支援も手掛けており、昨年度は8家庭の利用があった。降旗さんの妻で臨床心理士の多鶴子さん(70)は面会交流の調整を担当。「離婚調停の際、面会交流をこのくらいの頻度で行うか決めても、両親の気持ち

降旗さんによると、養育費をきちんと支払えるように経済的に自立するための助言をしたり、精神的に不安定で冷静に話し合えない人には心療内科などの受診を促したりすることもあるという。11年の民法改正で、離婚後の面会交流の実施と養育費の支払いは子どもの利益を考慮して決めるとされた。だが、実際に面会交流を進めるには「調整や付き添いの人が各地に必要な」と課題を挙げ

県子ども・家庭課の山口恭子課長補佐は「今年もモデル事業を公募する。相談の需要や内容を見ながら、県としてどんな相談態勢を取るべきか考えたい」としている。

相談会の日程など、問い合わせはHUG事務局のふりはた子どもの輝き相談所(263・83・2745)へ。

山口副理事長が信濃毎日新聞の取材を受けました。

ハグ HUGとは

- ・ 親子の絆
- ・ 相手を抱きしめ、安堵感と新たな向上の意欲を生み出すためのハグ
- ・ 国際的連れ去りを禁止した国際法『ハーグ条約』のハグ

母子家庭の支援 長野で考える



子ども・家庭支援センターHUGの山口利幸さん(左)と話し合う参加者ら。19日、長野市

離婚や別居を巡る相談会を県内で開くNPO法人「子ども・家庭支援センターHUG(ハグ)(安曇野市)」。副理事長で、元県教育長の山口利幸さん(左)は長野市を囲んでこのほど長野市内で会議が開かれ、山口さんは母子家庭への支援の重要性を訴えた。

離婚家庭の当事者や、女性支援や教育にかかわる人、地域での活動を横断している人など15人が参加し、自由に意見を交わした。

NPO法人で相談員を務める山口さんは、年間約20万組の夫婦が離婚し、その6割に未成年の子があり、大半は母親が親権を持つ現状を説明。だが、元夫から養育費を受け取る母親は2〜3割にとどまるという。女性が子育てしながら

安曇野のNPO 高い貧困率「社会で」対策訴え

働く社会環境は十分でなく、「母子家庭の貧困率が高いのは当然。ひとり親の孤立を防ぎ、社会で子どもを育てる支援が同時に必要だ」と問題提起した。

これを受けて、学習塾で働く男性(42)は「母親から子どもの学習相談を受けていると、次第に子育ての悩み相談になる。親は話を聞いてもらえない場を求めているのでは」と指摘。長野市男女共同参画センターで女性相談を務めている女性(46)は「離婚や就労、精神的な悩みなどあらゆる相談を受けるが、相談に行くことにハードルを感じる人もいると思う」と述べた。

児童の虐待予防に取り組む女性(73)は「家庭環境を含めた子どもを巡る悩みに、学校がワンストップで応じられるといい」と提案。山口さんは「教員だけでは家庭に立ち入りにくい」とし、「(地域住民が)学校の運営を支援する『信州型コミュニティスクール』への参加を各地の民生児童委員にお願いしている。スクールソーシャルワーカーの充実も必要だ」と強調した。

離婚して2人の子どもを育てる女性(50)は「裁判所を介した調停離婚では養育費が取り決められ、支払いが滞っても要求できる」と自身の経験を伝え、「夫婦で話し合う協議離婚が多いが、調停離婚という選択がもっと知られるといい」と願った。山口さんは「さまざまな活動する方と出会えたことを、今後につなげたい」と話していた。

会議は地域の課題について、多様な立場の市民がアイデアを出し合う「ポップアップ知恵出し会議」の8回目。市民協働サポートセンターまんな(長野市)が開いた。



教育と福祉の連携について(報告)

副理事長 相談員
元県教育長 山口利幸

平成30年10月19日(金)、長野市もんぜんぷら座で「市民協働サポートセンター」の企画による「家族崩壊を考える会議」において、私は以下のような問題提起をいたしました。

『いま、毎年20万件強の離婚があります。離婚にいたる家庭の6割に未成年者がおり、わが国の単独親権制の下で親権は9割弱母親が得ています。子育て世代の母親は雇用環境・条件の厳しさもあり母子家庭の過半数以上が「貧困家庭」にあります。私は教員として子どもの貧困に関心を持っていましたが、恥ずかしながらHUGに関するまでは貧困へのプロセスに離婚が大きな要因としてあることに気づきませんでした。離婚に至るまでの間、両親の不和、対立、時には面前DV、虐待

などを経験している子どもは、心身症やうつ、不登校やいじめ、非行などの発症が多くなります。離婚により「自分は捨てられたのではないか」「別居親に会いたいが同居親が機嫌を悪くするので正直な自分の気持ちを言えない」「自分がいい子でなかったのが原因ではないか」等々心に癒しがたい傷を負うことが多くあります。これらは子どもの「叫び」です。この「叫び」を近くにいた福祉、医療・保健、地域、行政関係者やNPOが連携協働する中でしっかり受け止めることが重要です。』

問題提起に引き続いて、三つのグループに分かれて意見交換をしました。参加者には、虐待から子どもを守る会、就労支援マネージャー、子ども食堂、地域の子育て支援NPO、子ども広場、家計のプランナー、子どもの貧困に関心のある県議、市民の皆さんなど20人ほどで活発に意見交換をしました。議論の詳細は割愛しますが、私は、全校に設置された信州型コミュニティースクールの

運営委員会に民生児童委員の方が参画してほしいと訴えました。こうすることで、貧困家庭の子どもへの支援を学校と福祉関係者が連携して日常的に行うことができると思うからです。また、会議を通じて多くの分野の方と知り合えたことは大きな収穫でした。

平成31年2月7日(木)に、「市民協働サポートセンター」の計らいで、長野県民生児童委員協議会連合会の広報委員長の熊井文弘氏と対談することができました。コミュニティースクール運営委員会に民生児童委員が参画してほしいという訴えをしました。その中で「単位民生児童協議会(月1回の定例会)に当該地区の学校長が参画して相互に情報共有をしている上田市等の先進事例を教えていただきました。このような教育と福祉の連携協働が双方から進み、実効性のある支援が全県に広がればいいな、と思いました。この対談については民生児童委員会の「会報」(季刊)に掲載される予定とお聞きしております。

【活動報告】

事務局より

1. 平成30年度HUG総会

平成30年5月20日、安曇野市豊科地域交流学习センター『きぼう』にて、平成30年度総会が開催されました。

議長に山口利幸副理事長が選出され、平成29年度活動報告・会計報告・監査報告、平成30年度事業計画・予算計画、定款変更(「公告の方法」)が承認されました。またNPO長野県みらい基金への登録、当会の「利用規約」の見直しについて事務局から提案され、活発な審議を経て、すべて承認されました。

総会の審議の中で、参加者から次のような意見が出されました。

非常に需要が多いのはよく分ったが、スタッフへの負担が大きいのではないかと心配である。スタッフが少ない中で、相談会、面会交流支援、面会交流の調整、マスコミや企業等への広報活動、外部との折衝、会計の仕事、と一人何役もこなしながら運営しているのが実情で、スタッフの養成・獲得が課題である。

家庭裁判所の調停条項に、面会交流支援を「NPO 子ども・家庭支援センターHUG」の支援を受けて実施する、と明記されるケースが増えた。調停条項作成の途中で当会に「面会交流の支援をやってくれますか?」と問い合わせが当事者や弁護士から寄せられることもある。このことから、当会の活動が社会的に認知され、その活動が期待されるようになってきており、責任の重さを感じている。

利用者からも「同居親・別居親の両者に中立な立場で面会交流に関わってもらえて大

変感謝している」という声が聞かれた。

「HUGの相談会では、3人の相談員がそれぞれ専門の視点で悩みを聴き、対話しながらお答えしているので、相談に来られたすべての人が大変喜ばれて、『希望が持てた!』と明るい顔で帰って行かれる。これからも頑張りたい。」山口副理事長の頼もしい言葉で閉会となりました。

平成30年5月20日総会



2. 長野県の養育費・面会交流支援モデル事業

長野県 県民文化部 子ども・家庭課の「平成30年度養育費・面会交流支援モデル事業」の公募に応募し、当NPO子ども・家庭支援センターHUGが昨年に引き続き選定されました。

平成30年9月から31年2月までの無料相談会は長野県の業務委託費を活用し、県のモデル事業として実施されました。

通常の相談会では交通費や会場費を相談者に一部負担して戴いているのですが、委託事業の期間は完全に無料になります。相談会に行こう

か迷っている人も行きやすくなり、該当期間内は相談予約が特に混み合いました。

今後も年間を通しての公的な補助があること、そして委託料の増額が切に望まれます。

3. 広報活動・啓発活動

県、市町村、民生児童委員等への啓発活動、マスコミや企業等へ広報活動を随時行っています。報道機関の取材を受け、信濃毎日新聞（平成30年6月14日）（平成30年10月29日）、中日新聞（平成30年6月27日）に掲載されました。記事を2～4ページで紹介させて頂きましたのでご覧ください。

4. 平成30年の活動状況

(1) 無料相談会

毎月3～4回の無料相談会を長野市・安曇野市・岡谷市を中心に開催しています。その他に継続相談を電話やメールで対応しています。

相談員は、臨床心理士、元県教育長、実務に詳しい離婚相談員がチームを組んで2人または3人できめ細やかに対応しています。午前9時から、午後8～9時まで相談を受けています。

(2) 相談件数

平成30年4月から平成31年1月末まで（10ヶ月）で、無料相談会を32回開催し、受付相談数は133件でした。

主な相談内容は、離婚、養育費、面会交流、別居、夫婦不和、子どもの諸問題などです。

その他の電話やメールを使った継続相談は、電話相談432件、メール相談150件でした。（総時間数：249.5時間）

(3) 面会交流支援

面会交流支援の利用希望者が増えています。平成30年4月から平成31年1月末まで（10ヶ月）で、延べ34回実施しています。5人のスタッフで対応しています。面会交流支援のスタッフの養成が急務です。

5. お知らせ

(1) ご寄附の御礼

当 NPO が活動するにあたり、活動資金集めにいつも頭を悩ませているのが実情ですが、おかげさまで、皆様に当 NPO の活動の話をさせて頂くと、大変大事な活動である、と理解を示して戴いております。会員の会費とともに篤志家の個人や企業・商店・病院・クリニックの先生方・中信地区女性医師の会（菊の会）などのご寄附のおかげで活動を継続できています。

(2) 寄附募集サイト「長野県みらいベース」への登録、税制上の優遇措置

長野県みらいベースは、地域や社会を良くするための NPO の活動を広報し、寄附を広く呼びかけるためのウェブサイトです。県の事業として、長野県が構築し、「認定特定非営利活動法人 長野県みらい基金」が運用しています。独自の審査を経た信頼出来る非営利のプロジェクトや団体による寄附募集事業を紹介しています。

HUG も登録団体となり、事業指定プログラム等で県民や企業から寄附を募っています。みらいベースのホームページをご覧ください。そちらから寄附をして戴いた方は税制上の優遇措置を受けることができます。多くの方々に紹介して戴ければ有り難いです。

平成31年2月現在 229,000 円の寄附を戴きました。

(3) ご寄附のお願い

寄附を検討されている方は長野県みらいベース、又は、下記口座までお願いいたします。

(4) 会員の皆様へ 会費納入のお願い

- ・会員の皆様には、会費納入にご協力戴きまして有難うございます。
- ・年会費は1,000円になっております。
- ・今年分をお振込み戴く場合、同封の振込用紙をご利用ください。（今年度分を既に戴きました会員の方には、振込用紙は同封しておりません。）

(5) 顧問弁護士

顧問弁護士の先生をもう一人新たにお問い合わせしました。HUG の活動を法律面から支えて戴けます。

【HUG 会員募集】

HUG の活動はたくさんの会員の皆様のお力によって支えられています。

会員を随時募集しています。

子どもの幸せのために何か少しでも行動したい、HUG の活動に興味がある、支援したい、見守りたい、と思われる方は事務局までお問い合わせ下さい。

【入会金・年会費・寄付金等の振込み先】

A：ゆうちょ銀行

記号11140 番号42302161

名前：トクヒ)コドモカテイシエンセンターハグ

B：他行から振込みの場合

口座金融機関コード：9900

店番：118 店名：一八(仔仔)ハグ

預金種目：普通預金 口座番号：4230216

(HUG 事務局までお問い合わせ下さい。)

NPO 子ども・家庭支援センターHUG (事務局)

〒399-8305 長野県安曇野市穂高牧252 理事長 降旗勝道(志郎)

Tel 0263(83)2745 Fax 0263(83)4161 メール t-furihata@nifty.com

ホームページ <http://apvisitation.wixsite.com/home>